

会員規約

第1条 目的

一般社団法人日本コスメティクスタワー協会(以下当法人という)は、正会員、賛同会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条 会員の定義

- 1 正会員とは、当法人の本活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人の会員を言う。
- 2 賛同会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、当法人活動に支援する意思を持つ、決議権を有さない個人及び団体の会員を言う。

第3条 入会

入会の申し込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人が別に定める入会金 15000円を払い込み、事務局に提出することとする。

第4条 年会費・会員の権利

- 1 正会員 年会費 15000円。毎年2月中に当法人の指定口座に振り込むものとする。
正会員には総会での決議権を有する。一個人につき一決議権である。
- 2 賛同会員 年会費 無料。
賛同会員には総会での決議権はないが、意見を述べる事ができる。

第5条 入会の拒絶

当法人は入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- 1 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- 2 入会申込者がかつて除名されたものであった場合
- 3 暴力団関係者、または反社会的勢力に与するものであった場合
- 4 年会費を指定期限日を過ぎても、未納の場合

第6条 正会員資格及び有効期間

- 1 正会員の資格有効期間は当法人決算(毎年1月31日)までとする。
- 2 入会した正会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- 3 会員資格の譲渡貸与、売買などをすることはできない。

第7条 会員情報の変更

- 1 会員は氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に関する事項に変更があった時は、速やかにその旨を事務局に通知する必要がある。
- 2 前項の届出がなく、会員が不利益を被った事柄に関して当法人は一切の責任を負わないものとする。

第8条 会員資格の喪失

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をした時
- 2 本人の死亡又は正会員である団体が消滅したとき
- 3 会費を滞納し、且つその催促に応じなかった時
- 4 会員資格を解除された時

第9条 退会

退会しようとする場合は、退会届を事務局に届け出て退会することができる。

第10条 会員資格の停止・解除

当法人は会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員の資格を停止又は解除することがある。

- 1 会費が支払われない時
- 2 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行った時
- 3 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- 4 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流した時
- 5 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した時
- 6 登録法人の名誉と信用を失墜させる行為があった時
- 7 本規約に違反した場合
- 8 その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第11条 検出金の不返還

一度払い込まれた会費及びその他の検出金は返還しない。

第12条 正会員特典

- 1 会員専用ページの閲覧(LINEグループ)
- 2 当法人が企画するセミナー、イベントへの参加
- 3 SNS等への記事の投稿、活動への参加
- 4 弁護士への相談

第13条 禁止事項

会員は当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 他の会員・第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- 2 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- 3 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- 4 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為、その他不適切と判断される全ての行為

第14条 免責

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、登録法人は一切の責任を負わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、またかかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

第15条 損害賠償

会員が本規約及び本規約に基づく規則に反した場合、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

第16条 個人情報の保護

会員の個人情報はプライバシー保護のため、全会員がその取り扱いに十分に注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却したり、その内容の一部または全部を何らかの媒体に公表してはいけない。

第17条 知的財産の保護

当法人が作成し、発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表をしてはいけない。また、退会もしくは会員資格が停止・解除された場合もこの規定は継承される。

第18条 会員規約の変更

当法人は運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。